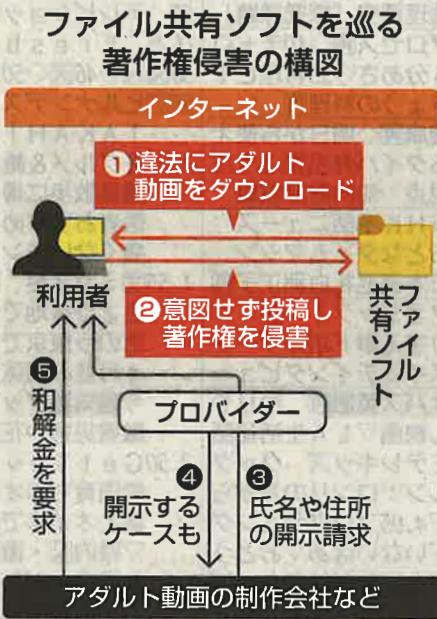


動画の安易な保存 注意

ファイル共有ソフト 著作権侵害も

ある日突然、アダルト動画の著作権侵害を理由に個人情報開示を請求する通知が届いた。家族のインターネット利用を巡り、思いがけない請求に悩まされた長野市の50代女性が、本紙「声のチカラ」（コエチカ）取材班に情報を寄せた。取材すると、安易に著作権を侵害してしまい、多額の和解金を求められる事例が全国で多発している実態が浮かんだ。（小泉 朋大）



昨年2月、女性宅に「発信者情報開示に係る意見照会書」という文書が届いた。自宅で契約するインターネットのプロバイダー（接続業者）から、アダルト動画制作の関連会社より女性宅の通信回線から著作権侵害を受けたと申し立てがあり、女性の住所や連絡先などの個人情報開示してよいか尋ねるものだった。

「詐欺かもしれない」。女性は疑って最寄りの警察署に相談。だが、照会書自体に事件性はなしとして「警察では対応できない」と告げられた。家族に相談すると、夫が自宅のパソコンでアダルト動画をダウンロードしていたと分かった。

動画をダウンロード・アップロードし、著作権を侵害してしまう事例は相次いでいて、総務省によると、2024年にファイル共有ソフト関連で発信者情報の開示が請求されたケースは少なくとも14万7千件に上る。著作権を持つ制



和解金請求 全国で多発



インターネットプロバイダーから届いた「発信者情報開示に係る意見照会書」を見せる女性

作会社などは発信者を特定するため、「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、氏名や住所の開示をプロバイダーに請求。プロバイダーは通信履歴などを確認し、発信者に問い合わせる。女性宅には昨年10月にも別の制作会社から同じような文書が届いた。女性は「無視してもっと大ごとになったら困る」と、いずれも開示に同意した。

すると、11月になって一方の制作会社の代理人から「通知書」が来た。女性は「内容が内容だけに、周りに相談するのは難しかった」と振り返る。「権利を侵害した埋め合わせをしなければいけないのは理解している」としつつ「さらに請求が来るかもしれない不安は拭えない。家族の信頼関係にも溝が生じた」と疲れ切った表情で明かした。

届いた。「著作物の販売代金を取得することができなくなり多額の経済的損害を被っている」と主張。和解案として「当社の全著作物を対象として金88万円」を支払うよう求める内容だった。

回答期限は「2週間以内」。女性の夫は弁護士に依頼して制作会社側と交渉を始めた。結論はまだ出ていない。

違法視聴監視 精度上がる 弁護士「重い法令違反」

ファイル共有ソフトの不適切な利用について、ネットトラブルに詳しい呉裕麻弁護士（岡山）は「相談が年々増加している」と指摘。相談者は男性が大半で、年代は学生から高齢者まで幅広いという。アダルト動画の制作会社などが用いる監視システムの精度が上がって、開示請求に乗り出すケースが増えている。全国のプロバイダー事業者でつくる日本インターネットプロバイダー協会（東京）や総務省もホームページで注意喚起している。

著作権者の許諾なしにインターネットのサイトから音楽や動画を違法ダウンロードする行為は、著作権法で2年以下の拘禁刑または200万円以下の罰金、同様に違法アップロードは10年以下の拘禁刑または1千万円以下の罰金が科される犯罪。著作権者が権利の回復を申し立てるのは正当な行為だ。ただ、損害賠償を求められた人の中には、周囲に知られる前に早く解決したいと精神的に追い込まれる相談者が多いと、呉弁護士は指摘する。内容を精査せずに提示されるがまま金銭を支払ってしまう事例もあるといい、「通知書が届いた時点でソフトの利用は控え、弁護士に相談するなど冷静に対応してほしい」と呼びかけている。

一方、アダルト動画制作会社など数十社から依頼を受けて著作権侵害に対応している都内の弁護士は取材に対し、和解の提案は刑事告訴までは大目に見てあげるといふ意味も含んでおり金額は妥当だ」と説明。「著作権侵害は非常に重い法令違反だと理解し、リテラシー（情報を読み解く力、判断力）を持って利用してもらいたい」と求める。